

2021（令和3）年5月24日

東京都知事 小池百合子 殿  
東京都議会 御中

都立病院等の独立行政法人化の撤回を求める要請書

医療問題弁護団

代表 弁護士 安原 幸彦

（事務局）東京都板橋区徳丸3-2-18

まつどビル202 きのした法律事務所内

電話 03-6909-7680

FAX 03-6909-7683



医療問題弁護団は、医療被害の救済、医療事故防止、患者の権利確立、安全で良質な医療の確立等を目的とする東京を中心とした患者側弁護士約230名の団体です。

東京都は、2020年3月、病院経営本部にて「新たな病院運営改革ビジョン～大都市東京を医療で支え続けるために～」(以下「ビジョン」といいます)により、都立病院、東京都保健医療公社病院(以下、両者をあわせて「都立病院等」といいます)を独立行政法人化(以下「独法化」といいます)する方針を公表しました。

当弁護団としては、都立病院等の独法化に反対であり、下記のとおり要請します。

要請の趣旨

都立病院等を独法化する方針について、撤回されたい。

要請の理由

1、当弁護団の目的

当弁護団は、患者側弁護士の立場から、安全で良質な医療の確立を、活動目的として掲げています。

これまでも、当弁護団創立40周年シンポジウムで、医療における営利性の追求や医療従事者の過重労働が、医療事故を招き医療安全をおびやかすことを報告したり(2017年10月)、感染症法改正に対し、国民の医療に関する基本的人権を守れるような医療供給体制の構築が重要である旨の意見書を公表したり(2021年1月)、患者の権利法をつくる会とともに医療基本法の制定を求める運動を続けてきたりするなど、安全で良質な医療の提供が妨げられないような医療政策や医療提供体制の構築を求めて活動してきました。

2、患者には最善で安全な医療の提供を受ける権利があること

国際人権A規約（経済的・社会的および文化的権利に関する国際規約）第12条は「すべてのものが到達可能な最高水準の身体および精神の健康を享受する権利を有する」と宣言しており、憲法25条は健康で文化的な最低限の生活を営む権利の保障を定めています。さらに、憲法13条の幸福追求権、憲法14条の平等原理の精神を踏まえ、全て人は等しく最善で安全な医療を受ける権利を有すると考えられます。

そして医療は、人の生命及び健康並びに基本的人権に直接かかわるものであり、個々人の生命及び健康は、社会の成立維持の上でも欠かせないものであることから、高度の公共性が確保されなければなりません。

当弁護団が制定を求めている医療基本法のなかでも、地方公共団体に対し、地域住民が居住地域や経済的負担能力にかかわらず最善かつ安全な医療を受けることができるような、また、医療施設および医療従事者が最善で安全な医療を受けることができるような、必要かつ十分な医療施設等の人的物的体制を整備することを求めています（医療基本法要綱案「Ⅲ基本的施策と国及び地方公共団体の責務」）。

以上より、東京都行政において、東京都内で医療提供を受ける人（以下「都民」といいます）が等しく、最善で安全な医療を受けるために、都立病院等の公共的な医療施設等の人的物的体制を整備することが求められます。

### 3、都立病院等の独法化は最善で安全な医療の提供と相容れないこと

当弁護団は、下記の理由から、都立病院等の独法化により、都民が最善で安全な医療の提供が妨げられる危険性があると思料します。

#### （1）独法化の目的

都立病院等の独法化は、端的に、財政負担の軽減による経営改善と経済重視が目的であると考えられるところ、その経営改善に向けた方策は、主に人件費削減と業務の大幅な民間委託によることが予想されます（資料2、3）。

しかしながら、このような経営優先・経済重視と、最善で安全な医療の提供は両立しないと考えます。

#### （2）不採算医療の後退により、最善で安全な医療提供が妨げられるおそれ

都立病院は、都内の病床数の約4%にとどまりながら、ビジョンでも記載されるとおり、不採算部門といわれる周産期医療、小児医療、救命救急医療、精神科身体合併症医療、災害医療、感染症医療、島嶼や区外など医療過疎地域の医療などの分野で、東京都の医療提供において大きな役割を果たしています。救命救急医療（受入患者数）は9.8%、周産期医療（母体搬送受入数）は22.7%、小児救急医療（こども救命受入）は38.9%、精神科身体合併症数（患者受入数）は36.7%、災害医療（拠点病院数）が7.5%、感染症医療（病床数）が33.9%、島嶼救急患者受け入れ人数に至っては、91.6%に達しています（ビジョンによる2016年ないし2017年の統計数値）。災害医療や感染症医療に

おける都立病院の占めるこの数値は、今般の新型コロナウイルス禍発生において、東京都内の感染症病床の約7割が都立病院であるといわれる現在、さらに増大していると考えます。

経営優先・経済重視の独法化により、これらの不採算部門や地域において、医療提供が大幅に後退し、都民が最善で安全な医療を受ける権利が侵害されるおそれが高いと考えます。

とりわけ、新型コロナウイルス禍に直面している現状で、感染症医療や災害医療を後退させるおそれのある独法化に踏み出すことは、東京都において求められる医療提供に文字どおり逆行するものです。

### (3) 人件費削減により最善で安全な医療提供が妨げられるおそれ

独法化に踏み出せば、人件費削減のために、事務部門のみならず医療職員の数や、テクニカルスキル・ノンテクニカルスキルとも優れたベテラン医療職員の割合が削減されることが予想されます。

医療職員の削減によるひとりあたりの過重労働が医療事故発生のリスクにつながり医療安全が阻害される可能性があることは、前掲の当弁護士団創立40周年シンポジウム「医療従事者の過重労働と医療の安全について」で報告したところです（資料1）。

また、医療・患者の安全のために、医療者のノンテクニカルスキルの重要性が指摘されることも、前掲の当弁護士団創立40周年シンポジウム「医療安全と『教育』」で報告したところです（資料1）。

よって、独法化による人件費削減により、スキルのある医療職員の人材流出を招き、都民が最善で安全な医療を受ける権利が侵害されるおそれが高いと考えます。

### (4) 業務の大幅な民間委託による設備等の質量低下により最善で安全な医療提供が妨げられるおそれ

ビジョンにおいては、都立病院等の契約関係をより自由で経済性を発揮するものとされますが、都立病院や国公立病院を独法化した先例をみても、独法化により業務の大幅な民間委託がすすむことで、医療提供設備等の質量低下が生じることは容易に予想されます（資料2、3）。

医療提供における民間委託が増大し、経済性が優先されることにより、患者の最善で安全な医療を受けることが妨げられるおそれが高いと考えます。

### (5) 他の行政分野との有機的連携が必要な医療の後退

独法化により経営優先・経済重視が目的とされると、保健衛生、福祉、住宅等、他の行政分野と有的な連携が必要となる医療提供も後退するおそれを危惧します。例えば、今般の新型コロナウイルス禍で保健所と連携した陽性者の治療や受け入れ、児童相談所と連携

した児童虐待への対処、路上生活者の傷病に際した受け入れ先確保などが、独法化により後退するおそれがあります（資料3）。

（6）経済的弱者への最善で安全な医療提供が成り立たなくなるおそれ

都立病院等の独法化が財政負担の軽減による経営優先と経済重視が目的である以上、本来は全ての都民に対し等しく最善で安全な医療が提供されるべき都立病院等において、独法化により、各都民の経済力により提供される医療の質に格差が生ずる可能性が高く、その結果、経済的弱者が最善で安全な医療の提供を受けられなくなるおそれが生じます（資料2、3）。

以上述べてきたとおり、都立病院等の独法化は、さまざまな点から、都民の最善で安全な医療を受ける権利が侵害されるおそれが高くなるため、当弁護団はその撤回を求めます。

以上

参考資料1 医療問題弁護団創立40周年シンポジウム報告

<https://www.iryu-bengo.com/wp/wp-content/uploads/2021/05/40.pdf>

参考資料2 尾林芳匡「都立病院の地方独立行政法人化を考えるーコロナ禍の今こそ都立直営で充実を」社会保障2021初夏号NO. 496・4頁（添付）

参考資料3 安達智則ら「都民とともに問う都立病院の『民営化』かもがわ出版

参考資料4 患者の権利法をつくる会「医療基本法要綱案」（添付）